

令和 8 年度 伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務委託 仕様書

1 業務名称

令和 8 年度 伊那市地域ブランドエコシステムプロジェクト業務委託

2 目的

本業務は、人口減少や激変する社会情勢下にあっても、本市が持続可能な自治体として存在感を示し、伊那市が伊那市らしくあり続けるための地域ブランディングを推進するものである。第 2 次伊那市総合計画が掲げる将来像の実現に向け、地域の未来を担うひとづくりや持続可能な地域づくりの一環として取り組み、市民が地域に誇りを持ち、豊かな暮らしと郷土愛を育み、一人ひとりが主役となって自発的に地域ブランドを体現する状態を目指す。

ブランドパーパスが示す「森のような思考（多様性・循環性・調和・継承等）」を暮らしや仕事に根づかせるため、市域の森林等の地域資源を経済と暮らしを支える「資本」と捉え直し、地域未来交付金事業のテーマ「森といきる 伊那市」のもとで着実に展開し、点在する地域資源を一体の価値として再編集する。これにより、ブランドスローガンを総合計画の目指す姿を共創するための指針とし、単なるキャッチコピーにとどめず、市民や事業者が自らの暮らしや仕事を再定義し、新たな挑戦を始めるための「思考と行動の共通基盤」として機能させる。

本事業の実施にあたっては、これまで構築した既存のブランド資産を活用・発展させ、「市民との共創プロセス」を重視する。地域人材や既存団体の力を活かした推進体制のもと、農林業・商工業・教育・企業等が参画する公民連携プラットフォームを通じて自発的な取組を「ブランドアクション」として認定・推奨する。市民が森林や地域の魅力に関わる機会を創出し、地域の暮らしや文化が次世代へ受け継がれる仕組みを定着させるとともに、楽しさやつながりを実感できる展開を通じて、地場産業の新たな価値創出・付加価値向上及び持続可能な地域経済循環の確立を目指す。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※会計上の契約は単年度契約とするが、本業務は令和 10 年度までの 3 か年一貫の継続・発展事業として実施する予定。

4 公募提案上限額

総事業費上限額 55,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（1）公募提案対象額（事業者による企画提案の範囲）

40,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記提案額のうち5,000,000円は、下記（２）の実践現場を活用した広報（PR）・交流・体験プログラム等の企画・運営業務に充当すること。

（２）指定再委託

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業における「市民が森林に関わる機会創出」の実践現場（フィールド）の整備・管理・安全対策業務として、上伊那森林組合への再委託を指定する。

５ 業務の提示条件及び提案の柔軟性

本仕様書に示す業務内容や体制案は、現時点で描く本市の基本方向性を示したものであり、受託者は本市の趣旨を深く理解したうえで、これに限定されることなく、より効果的・発展的な手法やアイデアを幅広く提案すること。なお、事業推進の過程においては、採択された提案をベースとしつつ、本市からの追加意向や関係機関との調整、現場の状況に応じて、両者協議の上で精緻化や軌道修正を行いながら推進するものとする。

６ 業務内容

受託者は、本市が掲げるブランドスローガン「森といきる 伊那市」の概念及び４つの基本アクション（伝わる・つながる／知る・はじめる／学ぶ・ひろがる／変わる・育む）、森のような思考などの趣旨を十分理解し、これを基軸とした企画・運営手法を提案・実行すること。なお、本事業の推進に当たっては、伊那市内をはじめとする地域人材や事業者の主体的な参画・育成を重視し、積極的に巻き込みながら協働体制を構築すること。必要に応じて、コミュニティマネージャー、アートディレクター、デザイナー、編集者、ファシリテーター等を設置し、役割を明確にして最適な体制を構築する。また、それらを束ね、地域の人をひきたてられるサーバントリーダー的視点を持って伴走型で事業推進を行うこと。

（１）公民連携の推進体制（コンソーシアム・プラットフォーム）構築・運営

本事業及び交付金関連事業全体のハブとなる公民連携の実務型プラットフォームを構築すること。

ア 本市事務局（地域創造課）と受託者、庁内関係部署（交付金関係部署など）及び地域人材・団体・事業者等が強みを活かして連携できる体制を整えること。具体的なチーム構成や連携手法については、最も効果的な体制案を提案すること。

イ 役割分担、定例会議の運営計画、年次スケジュール等の策定。あわせて、既存の「森といきる 伊那市」ロゴを基本資産として活かしつつ、下記（３）の認定制度における表示方法（既存ロゴの展開・活用、または補助的な認定マーク新設の要否等）を含めた、現場で使いやすいロゴ運用方針を提案・策定すること。

ウ 令和８年度事業の事業評価を作成し、進捗・成果を可視化すること。

(2) 市民主役の魅力創出と情報発信（「伝わる・つながる」推進）

「様々な個性が関わり合うからこそ、まちは豊かになっていく」という視点のもと、認知や共感を拡大し、市民等が自ら伝える市民主役の意識醸成と広報展開の仕組みを構築する。また、若者の視点を交え、地域資源の魅力発信を通じて郷土愛を育むこと。

ア 既存広報基盤（ウェブサイト <https://moritoikiru-ina.jp/>等）を活用・運用し、市民・事業者・地域団体・学生等の取組をストーリーとして継続発信する。

イ ウェブメディアの運用、地域の魅力を自ら取材・発信する「まち記者（仮）」の育成・伴走、市民参加型の定期発行冊子（取材・編集・配架スキーム）、連携企業や地域団体との共創プロセスの可視化等、ターゲット層へ届く効果的な発信手法を提案・実施すること。

(3) 地域価値の評価・認定制度の構築・運用（「伊那らしい価値を生み出す」推進）

伊那市の文化的価値（多様性・循環性・支え合い等）や環境・地域資源の価値（自然・森林への配慮や持続可能性等）を、市民活動の活性化や地場産業の付加価値化へと繋げるため、地域の活動・商品・拠点等をブランドスローガンに基づいて公認・評価する制度（仕組み）を構築・運用すること。挑戦を可視化して新たな共感を広げるとともに、客観的な指標による価値の可視化で他都市との差別化を図り、環境意識の高い企業等とのマッチングや実質的な売上拡大を促進すること。

※ここでいう「売上拡大の促進」とは、単なるPRにとどめず、商品の高付加価値化やネット通販・市外（首都圏等）への販路拡大を通じて、地域事業者の実質的な収益向上を支援することを指す。

ア 求められる主な3つの機能の具体化

① 意義づけ

市民・事業者の活動を公式に認めてブランド浸透と誇りを醸成し、新たな賛同者や共感の創出を図る。また、環境価値等の客観的根拠（大学等の専門知見等）を活用した高付加価値化を図る。

② 可視化・発信

各種メディアと連動し、客観的な根拠やストーリーを示すことで首都圏企業や環境意識の高い顧客層へのPR・販路拡大へ接続する。

③ 運用スキームの確立

認定基準、申請・審査・更新等の実施要綱及び運用ガイドラインの策定。

イ 対象区分の想定イメージ例（①活動・アクション【自発的な活動や学び、イベント等】、②商品・創作物【地域資源を活かした商品・サービス・デザイン等】、③場・拠点【ブランドの価値観を体感できる等】）に基づく認定マークの活用促

進や、外販・EC 展開等に向けたプロモーション伴走策の提案・実施する。

(4) 共創プログラムの実施（「学ぶ・ひろがる」推進）

実践と学びの場の増加、市民の共創と学びの循環を担い、伊那市の地域資源や地域課題と、企業の環境投資（ESG 投資）ニーズ、大学等の教育機関、多様な専門人材等、都市部人材の知恵を結びつける共創プログラムを企画・運営し、関係人口の創出や新たな事業・活動の芽を育むこと。

ア ビジネス・活動アイデア公募と伴走支援

森林・自然環境等を活かした持続可能なビジネス・活動アイデアを全国公募する仕組み（対象範囲、地域資源の活用手法やストーリー性を重視した審査プロセス等の提案含む。）を構築すること。都市部企業の資金・ノウハウと地元企業・学生等を組み合わせたマッチングを行い、事業化・活動化に向けた継続的な伴走支援を行うこと。

イ 地元発の課題解決型ワークショップ

地元事業者等が提示する地域課題を整理し、多様な人材が伊那の現場に入り込み共に考える機会（ワークショップ等）を企画・開催すること。

ウ 関わりと体感を生む「実践現場」の活用（指定委託事業との連携・PR）

上記 4（2）で指定する再委託先が体験プログラムや企業連携・研修等を安全に実施できるよう管理・準備する「実践現場（里山・森林等）」を有効活用し、その価値や取り組みを広く発信・PR すること。あわせて、当該現場を、首都圏企業等の環境意識・森林資源への関心を高める「体感・共創の場」として機能させるとともに、関係人口の創出や技術継承、市民の意識醸成に繋げるための活用方針を整理・連携すること。（なお、具体的な企画・運営は（7）において実施する。）

(5) 対話をつなぐ場づくり（「知る・はじめる」推進）

暮らしや仕事の現場で対話の場を創出し、市民が主役となるコミュニティを地域各地に育むこと。「森のような〇〇とは？」等の問いを機軸に、「森といきる」の可能性を探り、若い世代を中心に定着させ、あたたかい繋がりと自発的なアクションを創出すること。

ア 学校、企業、地域団体等と連携し、「森のような思考」を身近に語り合える継続的な対話プログラムを企画・開催すること。

イ 日常の中で地域資源の温かみやブランドメッセージを身近に体感し、市民同士の自発的な繋がりや共感を深める仕掛けを提案・実施すること。

(6) 人材育成・インナーブランディング（「変わる・育む」推進）

市職員や地域の若い担い手が「森といきる」を身近に体感し、自発的な繋がりや

共感を深める場を創出する。立場を超えた対話を通じてブランド視点を深める意識変容と郷土愛を育み、持続可能な地域づくりや将来の UIJ ターン・定住推進へ繋げること。

ア 高校生の探究学習や大学生等の実習や学びに対し、豊かな地域資源や里山等を活かした実践と学びの場を提供すること。市外からの関係人口創出に加え、市内向けの地域資源への意識醸成や体験機会・技術継承の場として展開・定着を図ること。

イ 若者と地元企業・首都圏住民等の交流プログラムを企画・実施し、地域への定着や将来の UIJ ターンに繋がる動線を確立すること。

ウ 市職員が本事業の趣旨や運用方針を正しく理解し、既存施策や業務へスムーズに反映できるよう、実務に即した庁内インナーブランディング（研修・ワークショップ・運用ガイドライン作成等）を設計・実施すること。あわせて市民との対話から得た着想や信頼関係を庁内業務等へ還元・共有する仕組みを創出すること。

（７）実践現場での交流・体験プログラム等の企画・運営

上記４（２）で指定する再委託先が体験プログラムや企業連携・研修等を安全に実施できるよう管理・準備する「実践現場（里山・森林等）」を活用し、当該再委託先と密に連携・調整のもと、市民・首都圏企業・連携事業者等が参画する交流・体験プログラムを企画・運営すること。あわせて、本事業で育成するまち記者等を活用し、現場で生まれた交流や取り組みのプロセスを可視化し、効果的に発信する仕組みを組み込むこと。

（８）効果測定・年次点検の設計と実施

単なる情報発信量（PV 数等）にとどまらず、実践量や行動変化、経済的循環等を測る指標（地域ブランドを活用した創出プロジェクト数・事業化数、関係人口、付加価値額等）を設定し、データ収集・分析手法を確立して年次点検・公表スキームを構築・運用すること。

（９）交付金他事業及び市関連施策との連携（ハブ機能）

地域未来交付金の他事業や市の関連施策と重複・分断なく連携し、本事業が全体を統合する「ハブ」として機能する運用手法を提示・実行すること。

（10）将来的な自立運用に向けた３か年ロードマップの構築

令和 10 年度末（交付金事業終了時）に、地域人材や庁内体制が主体となって持続的に運用できる体制（自立運用モデル）を目指し、段階的な役割移行計画及び収益事業（有料プログラム・販路開拓等）の活用による自主財源の確保策（将来像）を

提示すること。

(11) 任意提案（自主事業提案）

受託者は、(1) ～ (10) の必須業務に加え、本事業の効果を高める独自の取り組みを任意で提案することができる。ただし、市の追加費用負担を伴わず、事業完了後も地域に効果や人材が定着する計画とすること。なお、提案があった場合は選定における評価の対象とする。

7 基本条件（遵守事項）

- (1) 事業の推進にあたっては、単に成果物を納品して終わりとするのではなく、計画づくりや実践の過程に事業の性質に応じて市民や地域事業者が主体的に関わり、ともに創り上げていく共創プロセスを効果的に組み込むこと。
- (2) 本事業は、地域未来交付金事業のテーマ「森といきる 伊那市」を市民や事業者の思考と行動の共通基盤として実装する取り組みそのものであるため、既存のブランド資産（スローガン・パーパス・ロゴ・公式ウェブサイト等）を活用・発展させること。
- (3) 事業推進に当たっては、伊那市内の地域人材及び事業者の活用・育成を最優先とし、必要に応じて上伊那地域へ広げながら、地域が主体となる持続可能な推進体制を構築すること。また、実践プログラムや情報発信等の運用において、いかに地域人材・事業者を巻き込み、育成・参画させていくかの具体的な手法及び体制づくりを提案・実行すること。
- (4) 市内で継続的に活動している既存組織・団体との連携を基本とすること。
- (5) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利含む。）ならびに管理主体は伊那市に帰属する。

8 実施体制及び進捗管理

- (1) 受託者は、業務内容の微調整や進捗共有のため、本市と週 1 回程度の打ち合わせ（対面・オンライン）を実施し、アジャイル思考で機動的に進捗管理を行うこと。
- (2) 月次実績報告書の提出のほか、本市からの要請に応じて随時進捗報告を行うこと。
- (3) 提案書には、受託者側の体制（構成企業、指定再委託先との連携、専門人材の配置等）に加えて、本市や関係機関との事業推進・連携体制を明確に記載すること。

9 成果物

受託者は、本委託業務の完了に当たり、以下の成果物を指定する期日までに提出し、本市の検査を受けるものとする。

- (1) 業務計画書及び体制運用資料（年間全体スケジュール、コンソーシアム等の推進体制図、役割分担、ロゴ使用基準及び運用方針など）

- (2) 月次進捗報告書
- (3) 情報発信・広報関連データ一式
- (4) 地域価値の評価・認定制度、評価基準等の関連資料
- (5) 共創プログラム・イベント実施記録・報告書
- (6) 人材育成・インナーブランディング実施記録・報告書
- (7) 効果測定・分析結果、事業評価及び改善提案資料
- (8) 自走化に向けた3か年ロードマップ
- (9) 業務完了報告書（総括）

本委託業務の全実施結果、成果、今後の課題等を総括した業務完了報告書

10 委託料の支払

委託料は、下記の納品物をもって支払を行う。

- (1) 上記6の業務内容及び9の成果物一式
- (2) 業務完了報告書

11 業務進行上の注意事項

- (1) 本事業は、内閣府地域未来交付金を活用しているため、交付金の趣旨・要件に沿った事業運営を行うこと。
- (2) 業務の一部を再委託する場合（市内地域団体等の連携を含む。）、市の事前承諾を得ること。
- (3) 会計検査等の対応として、設定した指標に基づく測定結果及び分析内容を、市のウェブサイト等で客観的かつ明瞭に公表できる形式で取りまとめること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項や変更の必要が生じたときは、本市と受託者が誠意をもって協議のうえ決定する。